

Q1: (商工業)月額平均収入算出の際、補助金など雑収入として計上している収入も平均値に加える必要があるか？

A1: 加える必要はありません。

Q2: 商工業と農業をしている。この場合、商工業と農業でそれぞれ応援金を給付できるか？

A2: 給付できません。

本応援金は、1事業者1回のみの給付となります。

Q3: (農業)月別で比較した際、売上の月ずれがあり、給付対象とならない。この場合でも、給付対象とならないか？

A3: 対象となる可能性があります。

添付資料等で、売上の月ずれが証明できた場合、対象となります。詳しくはお問い合わせください。

Q4: 2019年8月に開業した場合、申請対象となるか？

A4: 2019年以前より開業をされているため、対象となります。

計算方法については、2019年8月から12月までの5か月間の平均と、2020年12月から9月までの平均とを比較し、その差額を支給します。

Q5: 住民税申告の場合、対象となるか？

A5 対象となります。

提出書類として住民税申告書の控え(受付印など税務課が受付したことがわかるものに限る)が必要になります。詳しくはお問い合わせください。